

**【資料4】
国際商標登録出願に係る
手数料の納付方法及び登録査定の謄本の送達方法
の見直しについて**

2020年11月6日
特許庁



1. 現行制度の概要

手数料の納付方法

国際商標登録出願に係る手数料の納付

- マドリッド協定議定書に基づいて指定国が定める手数料を納付する際、指定国は一括納付又は二段階納付のいずれかを選択可能（納付はWIPO経由）。
 - ・ **一括納付** （出願時に全費用を納付）
 - ・ **二段階納付** （出願時と指定国が定める期限まで（例：指定国における商標権設定登録時）に分けて納付）
- 日本は現在、**二段階納付制度**を採用。

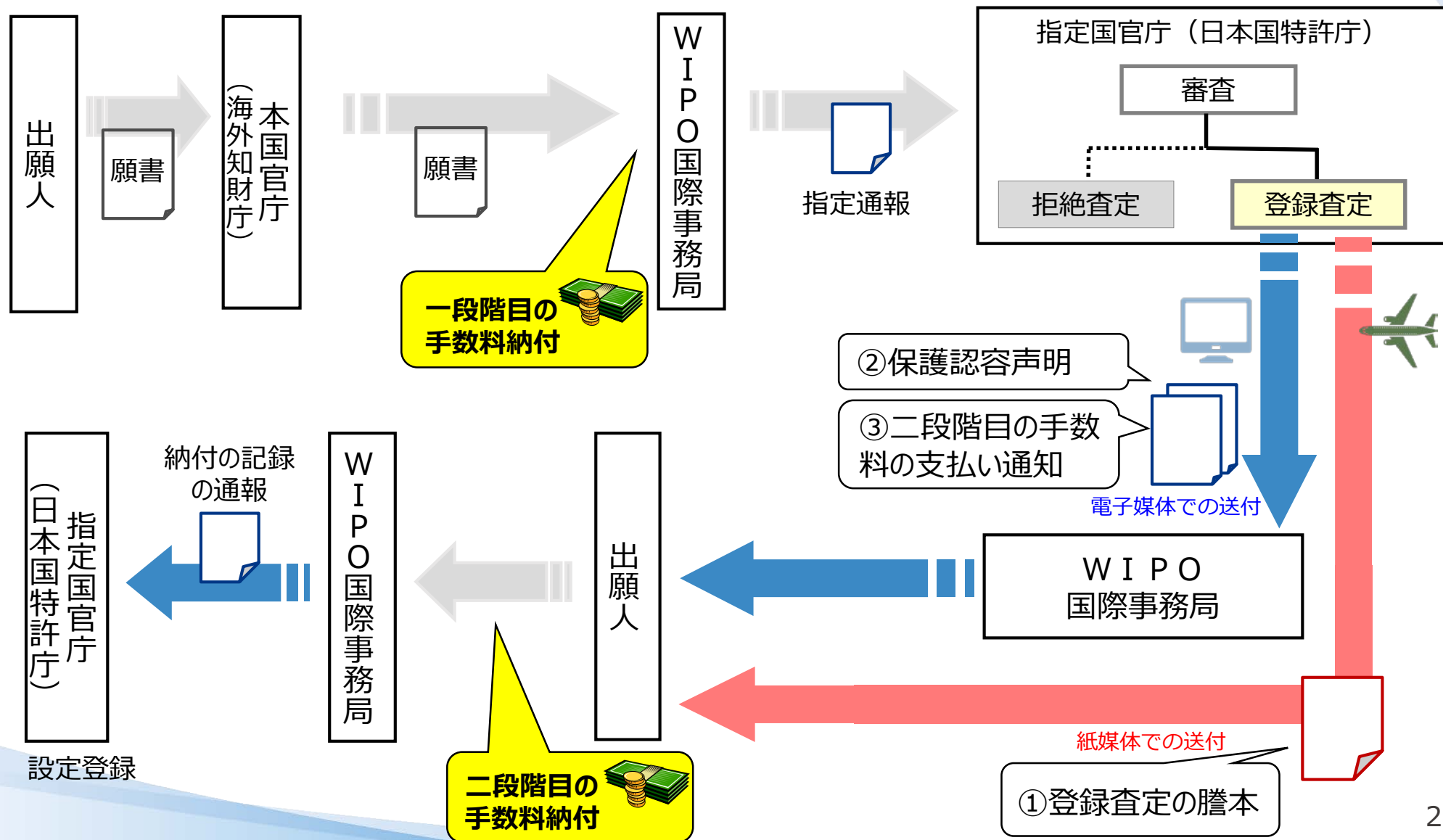
登録査定の謄本の送達方法

国際商標登録出願に係る登録査定の謄本及び保護認容声明

- 国際商標登録出願について登録査定がなされた場合、以下の2種類を送付
 - ① **登録査定の謄本**
 - 国内法に基づき、日本国特許庁から出願人に**国際郵便で直接送達**
（国内代理人がいる場合には代理人に郵送）
 - ② **保護認容声明**
 - 議定書に基づき、日本国特許庁から**WIPO国際事務局経由**で出願人に送付
（日本国特許庁からWIPOへの送付は**電子的に実施**）

1. 現行制度の概要

国際商標登録出願の設定登録の流れ（現行）



2. 問題の所在

手数料の納付方法

- 二段階納付採用国は、締約国106か国のうち日本、ブラジル及びキューバの3か国のみ
- 設定登録時に2度目の納付行為を必要とし、出願人に追加的な手続負担
- 二段階目の納付手続忘れによる出願みなし取下げ（年間約700件程度）
- WIPO国際事務局における事務負担

＜国際商標登録出願に係る料金制度の変遷と状況の変化＞

日本が議定書に加盟した当初、マドリッド制度の料金体系は一括納付制度のみであったが、2001年（平成13年）の議定書規則改正によって二段階納付制度を選択することが可能となった。そして、当時、日本を指定する際の手数料が高額であり、日本に出願する際に議定書を利用することへのハードルとなっていたことから、議定書の利用を促進するため、平成14年法改正により二段階納付制度を採用した。しかしながら、現在では、手数料額自体よりもむしろ二段階の納付行為を義務付けている点が、ユーザーにとって手続上の負担となっている。

	国際商標登録出願手数料の変遷	
	出願時	登録時
加盟当初 H12～	4,800円 + 81,000円 × 区分数（出願時一括納付）	
H14～	4,800円 + 15,000円 × 区分数	66,000円 × 区分数
H20～	2,700円 + 8,600円 × 区分数	37,600円 × 区分数
H27～ 現行	2,700円 + 8,600円 × 区分数	28,200円 × 区分数

登録査定の謄本の送達方法

- 商標登録の許可という1つの事象に対し2重の事務手続
- 今般の新型コロナウイルス感染症の世界的流行という緊急事態により、一部の国について国際郵便の引受けが停止され、登録査定の謄本を発送できない事例が発生

3. 対応の方向性

手数料の納付方法

- 出願人の手続負担や国際事務局及び特許庁の事務処理負担の軽減、並びに国際的な手続調和を推進すべきではないか。



- 日本においても**一括納付制度を採用**してはどうか。
 - ・ 国際標準に合わせ、拒絶査定の場合も手数料の返還請求制度は設けない一括納付制度。（日本に対する手数料額は締約国の中でも標準的であり、他の締約国でも拒絶査定の場合の返還請求制度は設けられていない。国際商標登録出願が最終的に登録査定になる割合は85%程度。）



- 手数料の出願時一括納付制度を採用した場合、二段階目の手数料の納付行為が不要となり、登録査定後における出願人の行為を要せずして設定登録されることとなる。

登録査定の謄本の送達方法



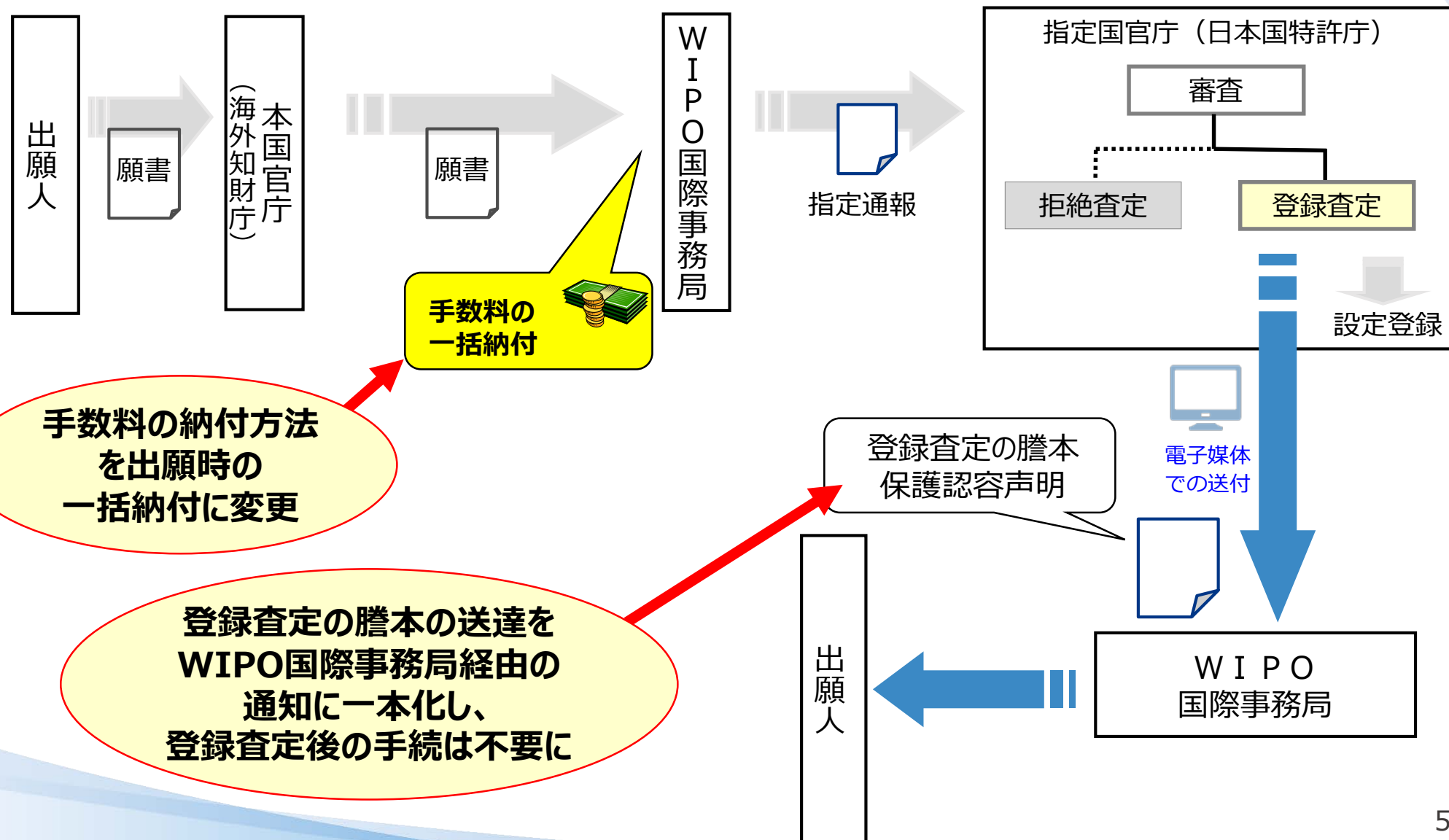
- 新型コロナウイルス感染症の影響等による国際郵便引受停止に対する措置を講じておく必要



- 国際商標登録出願に係る国際郵便を用いた書類の送付手段の見直しをして、**登録査定の謄本の送達手続を国際事務局を経由した手続に一本化**してはどうか。

3. 対応の方向性

国際商標登録出願の設定登録の流れ(見直し後)(案)



(参考) 手数料返還請求制度について

マドリッド制度に基づく 国際商標登録出願

手数料返還請求制度は設けない

- ✓ **日本の個別手数料は締約国の中でも標準的**
返還請求の代理人費用・送金手数料の負担及び行政コストを考慮するとこれらに見合う利用価値を見いだしにくい。
- ✓ **海外ユーザー向けの制度であり、他国でも拒絶の場合に返還していないことから、日本が返還をしないこととしても、海外ユーザーにとって不公平感なし**
自国の基礎出願・登録をもとに他国へ権利を拡張していくマドリッド制度では国内ユーザーの自国（日本）指定はできず、海外ユーザー向けであるところ、海外ユーザーにとって「一括納付・返還請求制度なし」は国際標準である。

ハーグ制度に基づく 国際意匠登録出願

手数料返還請求制度を維持

- ✓ **日本の個別手数料は締約国の中でも高額**
返還請求の代理人費用・送金手数料の負担及び行政コストを考慮しても、これらに見合う利用価値を相当程度見いだせる。
- ✓ **国内ユーザーの海外展開支援のため、国内制度とハーグ制度とのバランスも重要な観点**
国内意匠出願（設定登録時に1年分の登録料）と比較してハーグ出願の手数料が割高であり（出願時に5年分の登録料）、国内ユーザーの自国を指定したハーグ出願ではなく国内意匠出願が選択されるおそれがある。